

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年6月19日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

参加者等

司会者 西野 吾一 (千葉地方裁判所刑事第5部判事)  
裁判官 鈴木 敦士 (千葉地方裁判所刑事第5部判事)  
裁判官 中馬 慎子 (千葉地方裁判所刑事第5部判事補)  
検察官 山本 尚子 (千葉地方検察庁検事)  
検察官 原田 淳史 (千葉地方検察庁検事)  
弁護士 相田 敦史 (千葉県弁護士会所属)  
弁護士 前田 ひとみ (千葉県弁護士会所属)

(裁判員経験者 1番 欠席)

裁判員経験者 2番 男  
裁判員経験者 3番 男  
裁判員経験者 4番 男  
補充裁判員経験者 5番 男  
補充裁判員経験者 6番 男  
補充裁判員経験者 7番 女  
補充裁判員経験者 8番 男

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 それでは、始めさせていただきます。

私は、今回、司会を務めさせていただきます西野と申します。よろしくお願いいたします。

現在、千葉地裁の刑事第5部で裁判長を務めておりました、昨年の4月から千葉地裁のほうに勤務して裁判長をしており、裁判員裁判は17件を今までにやってきました。それが多いのか少ないのかはよくわからないのですが、今までその件数をやってきたという次第です。

千葉地方裁判所は、ほかの地方裁判所でも同じなのですが、裁判員あるいは補充裁判員を経験された方々の意見あるいは感想をお聞きするというので、このような「裁判員経験者の意見交換会」というものを定期的にやっております。今回は、皆さんの御意見を伺って今後の参考にできればなというふうに思っております。

昨年度、2回ほど私、意見交換会の司会を務めさせていただきましたけれども、その際の参加された方々の御意見、御感想、これは私自身の裁判をやっていく上でも非常に参考になっておりますので、今回の会も私自身にとっても勉強のいい機会になるのかなというふうに考えております。

今回のテーマ、中心になりますのは「法廷での審理」ということで、裁判員裁判、法廷で見て聞いてわかる裁判、というものを目指そうということでやっておりますので、法廷で見たり聞いたりされたところをわかりやすかったのか否か、法廷で見たり聞いたりした事件について考え、イメージをちゃんとつくれたのかといったあたりをメインテーマにいたしまして、今回は補充裁判員を経験された方、その方も同じように法廷で審理をごらんになっているということで、補充裁判員を経験された方々にも声かけをしまして、きょうは7名の方に来ていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

意見交換会の時間、2時間ほど枠としてとっておりますが、途中で1回休憩を入

れたいと思っております。緊張されるかもしれませんが、緊張しないで御意見、御感想などいただければと思います。

それでは早速ですけれども、続きまして、きょうこの場に同席させていただいています裁判官、検察官、弁護士さんの方から簡単にですけれども、自己紹介をお願いしたいと思います。

それではまず、裁判官からで恐縮なのですが、鈴木裁判官からお願いいたします。

【鈴木裁判官】 西野裁判長のもとで陪席裁判官を務めさせていただいております鈴木と申します。よろしくお願いいたします。このたびはお忙しい中、当庁に御足労いただきましてありがとうございます。

私は裁判官11年目で、その中の10年間はずっと民事裁判をメインに担当しております。実はこの4月から刑事裁判をメインで初めて担当することになりました。自分が任官した10年前と比べて、裁判員裁判が始まって刑事手続は大きく変わっております。毎日が新しいことの連続ということで、今この裁判員手続に慣れるように勉強しているところです。

本日は、公判で見てわかる裁判ということを目指してこういった催しが開かれているわけですが、私といたしましても、今後刑事裁判官としてやっていく中で、やはり裁判員の皆さんの御意見というのは私にとっても貴重な情報です。そういった意味で、本日は皆さんの率直な御意見を伺うことを楽しみにしてまいりました。本日は、よろしくお願いいたします。

【司会者】 それでは、中馬裁判官。

【中馬裁判官】 裁判官の中馬と申します。よろしく申し上げます。私はいつも西野裁判長と鈴木裁判官と一緒に3人で裁判に当たっています。

昨年の1月に裁判官になりまして、きょうまで千葉地裁の刑事部で刑事裁判を担当しています。裁判員裁判、大体20件ぐらい担当してまして、半分ぐらいが覚せい剤の密輸の事件で、半分が殺人事件ですとか傷害致死の事件ですとか、そ

う密輸以外の事件になっています。

きょうはいろいろな意見を伺えるので楽しみにしていましたので、どうぞよろしくをお願いします。

【司会者】 では、山本検察官をお願いします。

【山本検察官】 検事の山本と申します。

私は、千葉地検での勤務はこの4月からになりますので、きょういらしている皆さんとはお会いするのは初めてですけれども、これまで裁判員裁判やってきておりますが、検察官としては評議に参加することはできませんので、こういう機会が皆さんから生の意見を聞ける貴重な機会ですので、今後も審理をよりわかりやすくしていくために皆さんの御意見を伺うのを楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】 それでは、原田検察官をお願いします。

【原田検察官】 検事の原田と申します。

現在、私は5年目の検事として、裁判員裁判の経験、立ち会っていてもそれほど多くありませんので、本日は皆様の御意見を聞かせていただいて、今後はよりわかりやすい立証や、裁判に出す書類がよりよくできるようにしたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会者】 相田弁護士をお願いします。

【相田弁護士】 弁護士の相田と申します。

私は、これまで5件の裁判員裁判にかかわってまいりました。先ほど裁判長からお話が出ましたけれども、見て聞いてわかる裁判、裁判員裁判は特に求められておりますけれども、通常の刑事裁判も同じかなと思っています。今回はいい機会をいただきましたので、勉強させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【司会者】 前田弁護士をお願いします。

【前田弁護士】 千葉で弁護士をしております前田ひとみと申します。

今回はとても貴重な機会に参加させていただき、ありがとうございます。今後の

弁護活動に生かしたいと思いますので、ぜひいろいろな意見をお聞かせください。  
よろしく願いいたします。

【司会者】 ありがとうございます。

それではまず、皆さんのお手元に紙が置いてあると思いますけれども、ごらん  
いただいて、上のほうに本日の大きな進行予定が書いてあります。

今、ちょうど自己紹介、全体的な感想というところの途中をやっているというこ  
とになりますが、法律家の出席者の自己紹介を今やったということになりますので、  
これから裁判員あるいは補充裁判員を経験された方々の自己紹介などを、ごく簡単  
にお一人ずつお願いしたいと思っております。

先ほど示しました、同じ紙の下の方をごらんいただきますと、今回参加してい  
ただいた方が御担当になられた事件、例えば2番の方ですと覚せい剤取締法違反、関  
税法違反事件で、事実関係、要するに有罪無罪かどうかというような争いではなく  
て、量刑、刑をどれぐらいにするかというようなところが争点ということがわかり  
ますし、あとは4番の方の事件ですと、殺人事件で責任能力ということが主な争点  
になるということがわかるというふうになっておりますので、そういったこともご  
らんいただいて、事件のことも思い出していただきながら、それぞれの方のお話を  
聞かせていただければと思います。

あらかじめこちらのほうから話題事項なども送らせていただきましたけれども、  
そのうちの最初の段階となりますか、どのような事件の裁判員を務められたかとい  
う点に触れながら、裁判員を務められた感想を簡単に聞かせてくださいということ  
を話題事項の1番目に掲げさせていただきましたけれども、どんな事件、裁判員事  
件をやられてどんな感想があったかということを簡潔で結構ですので、細かい点に  
つきましてはまた追って詳しく伺っていきたいと思いますので、一通りちょっと順  
番にまず自己紹介をお願いできればと思います。

それでは、まずは番号順ということになってしまっていて恐縮なのですが、2  
番さんから順番に伺っていきたいと思います。

では、2番さんお願いします。

【2番】 私はここにありますとおり、参加させていただきましたのは、外国人の、成田空港における覚せい剤密輸入事犯でございました。整理手続が済んでおりましたので、ここに示されているとおり、争点というのは量刑問題でございました。

感想ということなので取りとめのないことをしゃべりますが、まずは二つありまして、私が裁判員であることに関する感想と、それから審理に関する感想というものを二つだけ述べさせていただきたいと思いますが、まず第1に、私自身が裁判員であることについての感想を申し上げますと、私が感じたのは、まず、自分が全く無能であるということをつくづくと感じたということでございます。

それはなぜかという、量刑に関して、私自身何もできないかもということも思ったからであります。後に量刑に関する審理というのですか、そのところで、やはり裁判官から従来の判例というのでしょうか、ケースを示していただいてよく自分のあれを、量刑に関する判定というのを呈するというのでしょうか、それを与えていただいたということです。

それからもう一つは、審理を通じて自分の心証というのでしょうか、それが非常に自分がグラグラグラすると。被告のうつむいているところを見たり、それからあとは弁護士から、故郷へ、母親の手紙などが読み上げられるとまたグラグラしたり、非常に、客観性を持って量刑の判定に携わるということが、自分に非常に客観性がないということをつくづくと感じました。

それからもう一つは、自分が裁判官と同列のところに並んでいて、被告席から見たら一体どのように感じるのだろうかということが痛切に感じました。なぜかという、被告席から見ていて、素人が自分を裁く場にいるということが、私自身が座っていることが、被告から見たらリンチされているんじゃないかというような思慮を持ったことがあります。

しかし、裁判長並びに2名の裁判官は法服をまとっていました。これがですから一つの法廷の権威というのですか、公正さの立証になるのではないかなということ

を感じました。ですから、私は裁判官が法服をまとうということは重要なのではないかなと、その辺はよく思いました。これが私自身が裁判員になっての感想でした。

それからあと審理ですけれども、外国人ですから、例えば通訳を、整理手続から通じて利用しないといけない。これは、外国語の通訳というのは非常に特殊な能力だと思うのです。ですから、やはり費用も通じて大変な手間暇がかかっているなというのがありまして、ここまでやる必要があるのかなという感想を抱きました。被告自身は、小遣い稼ぎの出来心だったんですね。非常に軽いと思うのです。

それからもう一つは、麻薬密輸入組織というのですか、それは、彼らから見れば彼自身は消耗品なのですね。だから、それに関してそれなりの、これは日本の刑訴法の正しさなのでしょうけれども、それだけの手間暇をかけてやる必要はあるのかなというふうなことを感じました。これは私が感じただけで、どうせいという意見は全然ありません。

以上です。長くなりまして済みません。

【司会者】 いえ、ありがとうございました。

では、3番の方、お願いします。

【3番】 自己紹介というのは。

【司会者】 自己紹介が特に不安でしたら、どういう事件を経験されてどういうことを感じられたかで結構です。

【3番】 昨年の秋、9月だったと思いますけれども、選任されまして、当初、私が裁判員になるなんてことはほとんど頭になかったのですが、突然といいますか、そういう通知を受けまして、半年後くらいに最終的に呼び出されて、それでくじで決まりだということで、随分確率の低いところで当たるものだなというのが最初そういう感想をまず持ちました。

私の裁判は、今の方と同じく覚せい剤の密輸入の件でだったのですけれども、まず驚きましたのは、この種の事件が非常に最近多いということをお伺いして非常に驚きました。

事件の内容の説明を受けたときに、簡単に空港で捕まり、常識的に考えて、こういう形でやって捕まるのは簡単に捕まるのではないかなということを、どうしてやってしまうのかなという感想をまず抱きました。

それから、外国人の方で若い20代前半の若者でしたが、そういった方がこういう事件に手を染めてしまうということを、悲しい現象だなということを感じました。

あと、私は選任された以上は、公判ですとか評議の際には、自分が今までの経験とといいますか、思ったことをいろいろとお聞きした上で率直にお話というか意見を述べさせていただこうかなというふうに感じました。

それから、途中経過とってはあれなんですけれども、公判が3日、判決を入れて3日ですね。それから評議が2日間ということで延べ5日間、約1週間の間でしたが、最後の判決を裁判長が読み上げたときには、ちょっと何とも言えない感情とといいますか、そういう何とも言えない、何と言っていいか、がやはりあったので、一人の人間に判決を言い渡すという複雑な気持ちと、終わってみて半年以上たちますけれども、長い人生の中で非常に特別な、確率の低い、自分になろうと思ってやれる、体験できることではありませんので、その中で特に貴重な体験をさせていただいたなというふうに思います。

【司会者】 ありがとうございます。

では、4番の方、お願いします。

【4番】 私が裁判員裁判に選ばれたのは、一昨年の11月に通知をいただきまして、昨年の9月に裁判員裁判を経験しました。

事件の内容ですけれども、被告人と被害者ともに持病を抱えておりまして、高齢者の母親が30歳半ばまで献身的に育ててきた息子に手をかけてしまったという親族殺人事件です。

全体的な感想としましては、当事者の今までの生き立ちとか家庭生活の態度だったり社会生活の態度などは、人間形成の上で非常に大切だなということを改めて痛感した事件でした。

量刑に当たっては、事前の評議の段階で、過去の親族同士の殺人の、特に持病を抱えている事件について、判決の内容等、そういうものから量刑を判断させていただきまして、比較的スムーズに量刑を決定できたと私は感じております。

私にとってよい社会勉強となって、貴重な体験をさせていただいて、こういう制度ができたことによって経験できたことに感謝しています。

以上であります。

【司会者】 ありがとうございます。

では、5番の方、お願いします。

【5番】 私は放火なのですけれども、この方は累犯前科がありまして、今回が3回目ということで容疑も認めており、量刑だけの審理ということでスムーズに進んだ事件だと思います。

評議では結構皆さん活発に、最初の一人というかそれがなかなか出なかったのですけれども、一人が出ると後は皆結構盛んに意見が述べられたのではないかと思います。

私は補充裁判員で、評決には直接関係ないので、評議のところで私はただ黙って見ているのでいいのかなと思ったら、いやそうじゃないんですと、補充裁判員の方もどんどん発言してくださいということだったので、評決に加わらないのに余りいろいろな意見を言って評決に関係してくるようなことを言うとまずいいのかなとは思いますが結構活発に意見を述べました。評議自体は結構活発に評議されたのではないかと思います。

裁判員裁判の制度は、量刑とか何かは、自分にかえて置きかえて、自分がもしそういう被害者になった場合にはどうなんだろうということを考えて量刑をするので、どうしても刑が重くなるというか、そういう傾向になるのではないかなと思います。これがいいか悪いかということは別にして、こんな傾向はあると思います。庶民の感覚があるので、それはそれで仕方がないのかなと思います。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、6番の方、お願いします。

【6番】 私は、昨年2月に補充裁判員として延べ5日間裁判に参加させていただきました。

ここに書いてありますように殺人未遂、銃刀法違反ということで、これは女性の方を果物ナイフで刺してしまったというそういう事件でした。銃刀法違反というのは、要は果物ナイフを家の外に持ち出してしまった結果だと、そういった点でした。

事実関係はもう争点はなく、量刑だけが争点になる、そういう案件で、非常にわかりやすいものだったと思います。

感想としては、やはり我々裁判員のためにいろいろ丁寧に裁判官の方もそれから弁護人の方も検察の方もわかりやすく説明していただいて、非常によくわかりました。その一方で、我々がいなければ2～3日で終わるような案件を5日かけているのかなという、何かそういう無駄なことをやっているのかなというような印象も持ちました。

私は製薬メーカーで研究職をやっているもので、完全な理系人間で、こういう経験をしたことは今まで全くありませんでしたので、実際参加してみると非常に論理的で科学的で、今までこういう世界を知らなかったことを恥じるというか、出てよかったと正直思いました。自分の息子が二人いるのですけれども、彼らにも何か知らないうちに理系の道を歩ませるような、何かそういうバイアスをかけながら育てているなと自分自身気がつきまして、自分が今まで本当に知らなかった世界をわからせてもらったという点で非常に勉強になりました。いい経験をさせていただきました。

【司会者】 ありがとうございます。

では、7番の方、お願いします。

【7番】 未成年の傷害事件の裁判員、私も補充裁判員を務めました。

子どもを持つ母親として本当に辛い事犯でした。これがもし自分の子どもだった

らと、被害者の立場に立ったり加害者の立場に立ったりしながら裁判員を務めました。

感想としては、法廷で当事者やその御家族の方を目の当たりにすると、聞かされていた、もしくは書面である程度理解していると思っていたその事件が突然生々しく感じられて、裁判の日程中は帰宅するともう本当に疲労こんぱいという感じでした。被害者の御家族の沈痛でその重々さが本当にあふれていて涙が出ました。一方、加害者の両親も大変愛情を持って育てていらっしゃいまして、御自分の育てた子どもが起こした件について大変憔悴されていて、それを見るのも胸が痛くなりました。

それから、務めていて一番驚いたことは、裁判員が被告の方やそれから証人の方に直接質問ができるという点です。検察官の方や、それから弁護人の方の証人尋問ですとか、それから被告人質問で疑問に思ったり、もしくはわからないとき、感じたことについてその都度質問ができるということは、証言内容ですとかそれから事件の背景をただすというか、きちんと理解する上でとても役に立ちました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

では、8番の方、お願いします。

【8番】 昨年、裁判員制度に選任されたときは、休みがとれないもので、会社は裁判員制度の休暇とかそういうものがないので、休みをどうやってとろうかなと思ったのですが、夏休みが5月から発生していたものですから、夏休みを利用して内緒で、一応上司には報告して、それでほかの人には夏休みだということで参加させていただきました。

暑いときには結局休めなくて、でも裁判員制度に参加させていただいてそれだけでもいいかなと思いましたけれども、暑い中頑張って仕事ことができました。

私の担当した事件は傷害致死と覚せい剤取締法違反で、内容は聞いていて怒りを覚えるようなことばかりだったので、休廷のときに戻ると、裁判官は、我々が許せないようなことを言うと、裁判官のほうは落ち着いてじっくり我々に理

解させていただくような場面がありまして、自分たちは、その女性を連打してたたいてボクサーみたいな殴り方をしたというのを聞くと本当に怒りを覚えるのですけれども、やはり休廷のときに裁判官がこのいろいろの事情を説明していただいて、こんなの許せないと皆言うのですけれども、やはりやっていくうちに裁判ではじっくりやらなければいけないという、感情ではしてはいけないということもわかったし、我々もこういうことを経験したことによって、裁判が長くかかるということもわかるし、逆にすぐ、きょう事件を起こしたからあしたすぐ死刑だとかそれはなくて、じっくりかけてやはりやらなきゃいけないということも今回感じました。

それで、最後に判決のところでも、我々は15年だ20年だと言うのですけれども、やはりそこにはそういう一つの線引きというものじゃなくて、これならこうだというような方程式みたいに決まっています、ああやはりそうなんだなというようなことを感じました。

今後、こういう裁判員制度は、やはり選任されたら必ずこれには何らかの形でいいから参加して、また日本を良くしていくためにはやはりすごくこれいい制度だなと私は思いました。

以上です。

【司会者】 どうもありがとうございました。

皆さんそれぞれの御感想はわかりましたけれども、そうしましたら、また関係ある場合にはおっしゃったことを適宜取り上げながら話を進めていきたいと思えます。

話題事項についての2番目、審理についてということで、法廷で見たり聞いたりした事件についてのイメージというか、事件について自分なりの心証というのですか、それをつくっていくということになるわけですが、その(1)、一応順番に沿っていきたくて思いますが、検察官や弁護人から一番最初に冒頭陳述というのですけれども、言葉を述べて、検察官はこの事件はこう見ていますよというプレゼンテーションがあって、そして弁護人のほうから私たちはこの事件はこう見ていますよというプレゼンテーションがあった。あと、いろいろ被告人の話だとか証

人の話だとか聞いた後に、また締めくくりで検察官が今回の事件はこういう事件、求刑で懲役何年という形で求刑したり、最後に弁護人がこの事件はこういう事件ですと、ですからこういう判決をしてくださいというような意見を述べた場面があったと思うのですけれども、それぞれどうでしょうか、わかりやすかったのかどうかという、抽象的にはそういうことですが、何かそのときに、紙などが配られたと思うのですけれども、その紙が何か詳し過ぎたとか、かえって簡単過ぎたとか、こういう工夫があったのがすごくよかったとか、何か印象に残っているのは、断片的なところで結構ですので何か思い出すところがありましたらちょっと伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【8番】 よろしいですか。

【司会者】 はい、どうぞ。

【8番】 2点なのですけれども、テレビや映画で見るような場面がありまして、実際にこういうふうに行っているのだなという、映画やテレビのあんなつくりものではなくて、やはり前に出てきて弁護士、検察官が本当に映画でやるような場面を実際にやったので、ああすごいなと感じました。よく外国の映画で裁判官が犯人の前で話ししますよね。そういうような状況でやったんですね。それであとは尋問のときに、仕切りをして顔が見えないように、被告人に。そういうところも配慮している、そういう本当に生々しいというか、すごくいろいろな配慮をしていただいて、我々も本当によくわかりました。それで、分からないときには、休廷のときに裁判官に聞けば教えていただけるし、だから内容的にはすごくわかりやすかったと感じました。

【司会者】 わかりやすかったということなのですけれども、今わかりにくくて裁判官に後でお聞きになったというところがあったと思うのですが、本来法廷で見たり聞いたり、その場でわかっていただくのがベストだと思うのですけれども、どういうところが後で裁判官に聞かないとわからないように感じられたところなのか、やはり専門用語とかそんなところだったのでしょうか。もし、覚えてらっしゃった

らで結構なのですけれども。いかがですか。

【8番】 聞こえない部分がありまして、そういうときに休廷のときに聞き直した。そのときに聞き取れない部分、何て言ったのかなというのがわからないので、我々年齢的にもちょっと耳が遠い部分もあるので、後ろから言いますから声が前に来るから聞き取りづらい。そういうときに、何て言ったのかなということを聞くときに後で聞きました。

【司会者】 どちらかという、早口というよりは声が小さかったという感じですかね。両方ですか。

【8番】 そうですね。前から聞くんじゃないので、後ろから聞くから聞き取りづらかったことがありますね。

【司会者】 そうですね、補充裁判員の方は確かにちょっと後ろの位置に着席されて、私もそこに座って実際に聞いているわけではないので、実験的に座ったりはしたことはあるのですけれども、ちょっと聞き取りにくいとかそういう感じとか、法廷の様子が見にくいとかそういうことはありましたか。

【8番】 それはありませんでした。

【司会者】 5番の方は。

【5番】 私も去年の1月ですので、ちょっと余り覚えていないのですけれども、弁護人というか検察官の言った陳述はよくわかりましたね。よく理解はできたと思っています。

【司会者】 6番、7番の方は特にはないですか。

【6番】 私も特にわからないということはありませんでした。ただ、聞き取りにくいということに関して言えば、被告人の方とか証人の方のなまりというのか方言というのか、そういう部分で聞き取れていないところは今、思えばあったのかなと。

【7番】 そうですね。声が小さいということについては、裁判長の方が再三、大きな声で、大きな声でと促していたことを思い出します。被告人と、それから証

人の方にももう少し大きな声で話すようにというふうにいつも注意をしてくれていまして、聞き取りにくいということはありませんでした。

【司会者】 2番, 3番, 4番の方は, 証人や被告人の声の大きさでもいいですし, 検察官や弁護人の, 自分たちはこの事件をこう見ているんだという主張をされたわけで, 紙なんか配られたと思うのですけれども, それについて何か印象に残っている, わかりやすくして特に何も問題ないから余り印象に残っていないとかにする, 何かありますか。何か印象に残ること等。

【3番】 簡潔に我々に説明される, 簡潔に整理したペーパーを配っていただきましたので, 非常にわかりやすいと感じました。

【司会者】 それは, 検察官からも被告人側も両方ですか。

【3番】 どっちもですね。

【司会者】 どっちも簡潔だと。それは年表風にまとまっていたからわかりやすかったとか, 例えば人物の関係図があってわかりやすかったとか, 何かそういう印象とか特にそこまでは。

【3番】 そこまでは。

【司会者】 要はわかりやすかったという。いかがでしょうか, 検察官や被告人なども気を配られたと思うのですね。それはその場合に読み上げたり, それに基づいて口頭で言っていることを頭に入りやすいようにそれぞれ工夫されて出されていると思うのですけれども, もうちょっとこういうところがあったらよかったんじゃないとか, こういう工夫がよかったんだというのを指摘していただければ, きょうこの場に参加している検察官, 弁護士, 裁判所のほうでも参考になるかと思うのですけれども, 何か印象に残っていることはありますでしょうか。

【7番】 弁護人の方が, フリップを使って説明してくれていたのですね。私たちが座しているところに向けて, 大きなフリップを出して。それを使って説明してくれたことがとても印象に残っています。紙を読み上げる, もしくは書類をお互いに見つめてというのではなく, 目で見てわかる。

【司会者】 私その法廷ちょっと立ち会っていないので、フリップを手元で見せながらということなのですからけれども、そのフリップ自体はカラーコピーしたものとか、手元には全然配られずにもうそれ1本で、皆さんここに注目してくださいみたいな感じでやられていたのですか。その辺はどのくらい覚えていますか。

【相田弁護士】 それは最終弁論のところでは用いまして、私の相弁護人の方が担当でしたけれども、イーゼルを置きましてそこにボードを置くというような形で説明をして、後はパワーポイントも使って、後は配付ペーパーは配付ペーパーで別に渡すと。大事なところだけフリップで。そのような形で。

【司会者】 印象に残っていたということですね。

【8番】 ちょっと質問よろしいですか。

裁判官と弁護人と検察官は、3者で打ち合わせとか話し合いというのはあるのですか。その事件に関した。

【司会者】 もちろんいろいろやり方はあるのかもしれませんが、事件の何が争いになるのかとか、どういう証拠を調べるのかということについては、そういう手続があるのですけれども、当日出す紙を全員に出すものをチェックして、これは、というところまではやっていないのじゃないかなと思います。できるだけその場で見ていてわかるような工夫をしてくださいというのはお願いしていますけれども、もちろんお願いしなくたって、やはり検察官もその場で理解していただかないと困るわけですから、そういったことで工夫はされていると思うのですけれども、結果的にそれがうまくいくのかどうかというあたりは非常に関心のあるところではないかなと思いますので、よろしいですか。質問の答えになりましたでしょうか。

ほかに。

【2番】 整理手続というのは、やはり非常にありがたかったと思うのですよ。なぜかと言ったら、私の、先ほども言った外国語の通訳、その人を通じて、全てがそこしかタイプがないわけで、関係者全員がですね。低い声でしゃべるから、我々もそれを全部が聞こえるわけでもないし、ただ、私なんか整理手続済んでいるのだ

からまあいいだろうみたいな感じもありましたけれども、なかなか難しいですよ、ああいう通訳を介したやりとりというものは。そういうふうに感じました。でもしよがないですね。

【司会者】 当然日本語しゃべれないですから、通訳の方のお力添えがないといけないと思うのですけれども、外国人が被告人の事件は、たまたま私が左側の席の方だったのですけれども、3番の方ですかね、やはり通訳を介するというに何か事件についてのイメージが作りにくいとかそういうことを感じたりはされましたか。

【3番】 いや、それはやはりありましたね。理解するのにストレートに聞くのと、介してからだとどうしても負担も変わりますし。後で思ったのですけれども、事件からたしか裁判までが1年ちょっとだったのですけれども、私のケースの場合ですね。その間に行われている弁護士さんと検事さんと裁判官の、その辺のことをちょっと知りたかったみたいな思いがあったのですけれども、そういったことというのは、どう。

【司会者】 そうですね。一応法廷でも、公判前手続がありました、その結果こうなりましたということにはなっているのですけれども、基本的には何が争いがあったらどうという証拠を調べるのかということで、後は裁判官も裁判員も同じスタートラインで判断するというのでやっていますので、余りそこは整理手続で何かその、こういうことがあったからということ自体を資料にして判断するということは基本的には想定していないので、何があったかに関心を持たれるのはわかる気はするのですけれども、それなしでやるということで基本的にはやっているのではないかなと思います。でも、何か気になりましたか。

【3番】 たしか去年の秋の裁判で、事件はその前の年の3月だと記憶しているのですけれども、その間、結構長い期間がありますよね。その間にどういった場所でどういったことをやられているのかなという、要するに期間がこうだからこうなるみたいなところを知りたいと思っただけなんですよ。

【司会者】 わかりました。今後の参考にさせていただきたいと思います。

検察官，弁護人の説明のわかりやすさ，といったあたりで，また後で思い出したことがありましたら遠慮なく言っていただけたらと思うのですけれども。

もうちょっとで休憩をとりたいと思いますが，今度，証拠ですね。検察官，弁護人の言い分と証拠は分けて考えてくださいという説明はされたと思うのですけれども，証拠の内容は理解できたかどうかというあたりですね。朗読や取り調べる証拠，証言ですね，それから証人尋問，被告人質問。被告人質問や証人尋問とかは声の大きさみたいなところとか，通訳を介してというところでちょっと出てきたと思うのですけれども，まず，書類ですね。書類の取り調べというのは割と早い段階であったと思うのですが，それはどうでしたか。ちょっと時間が長いなと感じたとか，ちょっと情報が一遍に来てわかりにくかったとか，そういったような感想あるいは逆に適度だった，コンパクトでよかった，どちらの方向でもいいのですけれども，感想をお持ちになられた方はいらっしゃいますでしょうか。

私，事件全然見ていないのであれなのですけれども，審理予定表というのをあらかじめちょっと見ていますが，5番さんの事件が，検察官の証人を調べるのなんか1時間25分ぐらいぶっ続けでやる予定になっていたんですよ。ひょっとしたら途中休憩をとられているかもしれないので，実際に1時間25分ぶっ続けだったかどうかはわからないのですけれども，何かその辺ほかの事件と。検察官が最初のほうに延々と書類の内容が続いて，いいかげん長いなと，そういう感想を持たれた記憶とかありますでしょうか。

【5番】 長いなという印象はなかったですね。ただ，ちょっと言葉遣いがわかりにくいというか，ちょっと我々が感じるような言葉じゃなくて，やはりちょっと専門的な用語を使ったようなことがあったので，もうちょっと何かもっと簡単に言えばと，わかりやすく簡単に言えばいいものを何かこう違うふうに，何て言うか，威厳を押しつけるというか，そういう感じの表現があったので，もっと簡略でわかりやすくそういうのを説明できたほうが我々としてはわかりいいのかとういうのが

あり、どれがというのはちょっとわかりませんが、そういうことがありましたね。

あと、証拠ですけれども、これはしようがないのですけれども、窃盗で女性のパンツを3枚盗んだんですよね。そのパンツがモニターで映し出されてきたのですけれども、え、こんなところまで見せるのかと思って、ちょっと見たくなかったですね正直。でも、殺人事件とかそういうことになるともっと生々しいものを見せられるのでしょから、ちょっと大変だなとは思いましたね。

【司会者】 写真の関係は休憩明けにちょっとお話ししようかなと思っていますので、ちょっと怖い写真を見せるというのものもあるのかなということで例が挙げられたということですかね。

あと、どうですか、検察官の証拠の中でちょっと長すぎるのではないかなとか、何もなかったらちょうどよかったという感想だと思うのですけれども、その専門用語とかそういうのがわかりにくかったとか、御感想をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

特になさそうですので、そうしましたら、50分ぐらいになりましたので、10分は休憩とれませんが、2時半ですかね、10分弱になりますけれども、休憩ということにしたいと思います。2時半にまたこの部屋にお戻りください。

(休憩)

【司会者】 それではちょっと早くなりましたけれども、前半に続いて後半を続けたいと思いますが、先ほど5番の方から出ましたけれども、 unnecessaryな写真が、見たくないなという写真もあったのではないかとということがあったのですけれども、証拠の中にこういったものが本当に必要だったのだろうかとかそういった疑問を感じたり、逆にこういうのがあったからよかったとかいうもの、そういったもの何か印象に残ったことがありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【6番】 私は殺人未遂ということで、そのときに使われた果物ナイフですね、血で真っ赤になった果物ナイフとか、被害者の方が着ていたTシャツ、血で染まっ

たTシャツとかそういうのが出てきて、自分自身は商売柄そういうのは見慣れているので、気にはならなかったのですけれども、やはり一緒にやった女性の方なんかは、かなりぎょっとはされていました。

あと、その果物ナイフが裸で出てくるのではなくて、立派なアクリルケースに飾られてというのも変な言い方ですけども、こう出されたのは何かびっくりというか、ちょっと驚きました。

【司会者】 今のお話ですと、血のついたナイフとそのTシャツという話だったのでですけども、被害者の方が刺された傷の部分とか、そういう写真とかはなかったですか。

【6番】 そういう写真もありました。かなり。あれは手術の跡だと思うのですけれども、かなり何針も縫われている跡とか、あと印象的だったのは、刺して抜いているのだけど、十字の傷になっていて、ああこんなふうになるのかなと思いました。

【司会者】 そういった写真についてはほかの裁判員の方の、事件に集中していてほかの裁判員の方を観察している余裕はないのかもしれないけれども、やはり、え、これは、みたいなところを感じた方はいらっしゃいましたか。

【6番】 そうですね、女性の方3人、たしかいらしたと思うのですけれども、やはり正視できないと、後からお話ししたときも見たくなかったようです。

【司会者】 ちょっと6番さんばかりあれで申しわけないのですけれども、見たくなかったとはいえ、場合によってはその事件に必要なものは見ないといけない場合もあるのですけれども、振り返ってみて、こういう血のついたナイフだとか血のついたTシャツだとか、傷口の写真というのを本当に事件について、担当される事件、場合によってはこうなるかわからないという気がするのですけれども、必要だと思われるのか、そうしたものは例えばイラストとか、こういったものに変えられればとか十分じゃないかとか、その辺の御意見、御感想みたいなものは何かありますでしょうか。

【6番】 やはり、僕は見たほうがいいなと思いました。文面では刃渡り何センチの果物ナイフとか、ぼろぼろと書かれていますけれども、実際にそれがどういうものでどれくらい殺傷能力があるのかというのは、何かイメージに結びつきにくいと思うのですけれども、やはりそういうものを実際に見せられると、すごいなと、これは大変なことをやっちゃったんだなというのがよく理解できる。僕は、必要だと思ったんです。

【司会者】 ありがとうございます。

同じように、被害者の方が亡くなったり傷つけられたほかの方の事件、亡くなった事件ですかね、4番の方、その辺、殺人事件ということで被害者の御遺体の写真とか、どれぐらいのものがどういうふうに出たとか全然知らないのですけれども、何かその辺で感じられたこととか何かありますでしょうか。

【4番】 私の事件の場合は、犯行時の再現と、それから遺体の写真と、もちろん先ほど6番の方おっしゃったように、私のほうも包丁のあれをプラスチックのケースに入った、血痕のついたものを皆さんに回していただきましたけれども、多少違和感はありましたけれども、やはり事件の内容からすれば必要なのではないかなと。私は特にそんなに見たからどうこうというのはありませんでしたね。

【司会者】 ほかの裁判員の方のリアクションとか何か、もう覚えてらっしゃらないかもしれませんが、何か印象に残っていること何かありますか。特にないですか。

【5番】 ちょっといいですか。私の場合先ほどのパンツですけれども、私の場合にはパンツを3枚盗んだということ自体で、それが量刑に大きくかわるのかというと、それがあってもなくても余り量刑には関係ないんじゃないかというのがありますね。それがまたそういう量刑に大きくかわるのであればそういうものは証拠として出す必要はあったのかなと思いますけれども、そんなに大きく変わらないのであれば文章だけで、証拠品これですよというようなところまで出す必要はないんじゃないかなという感じですね。またそれを1枚幾らで合計幾らで、そういうと

ころまで、これは判決文ですけれども、そこまで出す必要があるのかなという気がしましたね。

【司会者】 そうでしたら、7番の方、傷害致死ということで恐らく被害者の御遺体の写真はどこまでかはわかりませんがあったりしたと思うのですけれども、その辺で何か感じられたこととかありましたでしょうか。

【7番】 傷害致死の事件なので、そのような写真が証拠として出てくるであろうというのは十分予想してはいたのですが、子どもですので、見るにたえない、忍びないというか。ただ、記憶違いかもしれませんが、裁判長のほうから、どうしても見られないという場合は無理をしなくて結構ですという説明があったと記憶しているんですね。なので、ほんの一部、足の部分程度を頑張って見たというぐらいです。正直、見られませんでした。はい。

【司会者】 辛かった点もあったと思うのですが、7番の方の携わった事件も、結局そのけがをしたとか亡くなったとかの争いはなくて、要するに意図的に被害者の頭を殴りつけたとかどうかの争いなので、そういう意味ではこういったけがを実際に負ったかどうかという生々しい写真までは判断する上では必要だったかどうかというのはいかがでしょうか。

【7番】 そうですね。証拠として、その写真は必要であったと思います。ただ、裁判員である私の心がちょっと弱かったということですね。必要なことで提出されるべきものであったと理解しています。

【司会者】 それでは、8番の方も傷害致死ということで、被害者の方が亡くなっているのに遺体などの写真なんかもあったと思うのですけれども、その辺何か感じられたこととかありましたでしょうか。

【8番】 やはり傷害なので、どの程度の状況かわからないので、やはり裁判官が見るのが嫌な方は見なくてもいいということで、最初に言われたもので、どの程度かなと思ったのですけれども、私のほうは、見ないことにはどんな状況で亡くなったかわからないので、見ました。覚せい剤の腕の打った跡、それから傷害の場合

はどの程度の傷害なのか、顔もお尻も全部見ました。これなら本当に死んでもしょうがないなというような状況がわかったので、やはりモニター等はあったほうが非常によかったと思います。それによってまた前に、先日見たモニターをもう一回見るときがあるのですね、その2度目のときちょっとまた辛いのですけれども、ああやはりそうだったんだなということ、繰り返しになるのですけれども、やはりその状況を理解していただくためには、やはりこんなにひどく殴るんだったら死んでしまってもしょうがないなというような、もう顔は原形ができてないんですよ。女性の顔なのですけれども、本当にボクサーにたたかれた以上の顔になったので、やはりそういうのなら亡くなくてもしょうがないなと、そういう感じはしました。

【司会者】 ありがとうございます。恐らくその写真なんかでショッキングな、いわゆるその殴られた、けがの状況などを伺ってきたのですが、それ以外の事件、5番の方はまさに窃盗の被害の写真は要らなかったんじゃないかということでおっしゃったのですけれども、殺人やそういう傷害致死という亡くなった事件以外を担当された方は、こういった証拠は要らなかったのではないかとか、これはちょっとショッキングだったんじゃないのとか、そういうのは何かありましたでしょうか。

【2番】 特に見当たりませんね。現物と、それからスーツケースですか、それはもう当然ですね。

【司会者】 そうしましたら、書類だとか写真だとかというのは思い出したことは遠慮なく言っていただければと思うのですけれども。

次に証人ということで話を聞いたと。先ほど7番の方が最初の感想のところ、質問する機会があるということはわからないことは正せるし、事件の中身を理解する上で非常によかったという印象を述べられていたと思うのですが、ほかの事件でも事件について証人が語るということをされていたと思うのですけれども、ちょっと同じような感想なのか何かやはり長々と話をされて時間ばかりというそういうような印象だったのか、その辺の証人尋問についての印象というのはいかがでしょうか。

【3番】 覚せい剤の密輸入について、被告が渡された人との電話を盗聴された証拠があり、その説明がありまして、それでかなり、あれがもしなかったらかなり難しい、本人の認識がどうだったかというようなことは難しかったのかなと思いますけれども。それと、質問に関しては、認識ということのほうから私質問させていただいたのですけれども、もし捕まったらどのくらい勾留されるかと質問したんですよ。そうしたら、10年と言ったんですね。私も覚せい剤の密輸入で大体日本で捕まるとどの程度だっている、今までの判例がありますよね。その辺のことを承知はしているんだなということをごとこでちょっとはっきりと本人が答えましたので、そういうのをわかっていながら手を染めてしまうということに、残念な思いをいたしましたね、本当に。

【司会者】 被告人に直接質問する機会があったわけですね。

例えば7番の方だと、共犯者とされている人の証人尋問が行われたと思うのですけれども、先ほど言われた証言はわかりやすかったということにつながっているのでしょうか。その辺、いかがでしょうか。

【7番】 共犯者の男性の方ももちろん出廷されて、私聞くことができたのですが、彼が主犯という感じはわかりました。

【司会者】 彼が共犯者と。

【7番】 はい。ですね。彼と知り合わなければとか、こうじゃなければってたくさん思う事件でした。私が担当した事件の被告人が、彼にさえ会わなければと思うことが本当によく、そういうことをよく感じた証言内容でした。はい。

【司会者】 6番の方が有罪か無罪かという争いはなかった、事実の争いはなかったのですけれども、私が判決書見た限りは、殺人未遂の被害者の方とその場に居合わせた同僚の人ですので、二人の証人尋問が行われていたと思うのですけれども、争いが無いので書類だけで済ませるということも法律では可能なのですが、やはりそういう当事者が直接当時の状況の話を聞いたというのはどうですか、やはり事件についてイメージが作りやすかったのか、どうだったのかとか、何かありますで

しょうか。

【6番】 証人として、刺す直前までその被告人の方と一緒に部屋で酒を飲んでいたという同僚の方が証人として登場されたんですね。実は話が一致しなくて、その証人の方はその部屋で果物ナイフのさやを抜いて被告人は外に出ていったと、そう証言されたのですけれども、実は多分それは事実と違って、さやのついたまま持ち出していて、現場でそのさやが出てきてということだったのですけれども、何かそういう食い違いが幾つもあって、多分お互いに興奮されていたり記憶ももちろん曖昧で仕方がないことなのですけれども、何かそういう部分は解決されないまま何か通り過ぎて行って、それはそれでよかったのかなというのはちょっと。

【司会者】 補充裁判員さんでいられたので直接は質問できなかったのですが、やはり直接質問する機会があるとかそういったあたりの、わかりやすいのではないかというのは7番の方の感想だったと思うのですけれども、そういうふうに感じられたかどうかというのはないでしょうか。

【6番】 基本的に評議のときには、疑問に思ったことはとにかく話してくださいということで率直にやりとりできましたので、そういう面で不安というか、はなかったです。

【5番】 裁判員でも、直接はできないけれども、裁判長を通して質問することはできたので、それはまたそれでよかったですね。

【司会者】 大体、どこの裁判長もそうしている、私もそうしていますし、質問があったら代わって質問しますので、それはそういう意味で、5番と8番さん担当された裁判所はそうされていたということによろしいわけですね。

【5番】 実際、私もそういうふうになりました。

【7番】 補充じゃない、前に座っている裁判員の方が質問されて、それについて答えが返ってきて、その答えについてもう一つ突っ込んで聞きたいということがその場であったときに、たしかメモを回しました。メモを回してその場で聞いていただいたという記憶が。

【司会者】 私らもメモを回してくださいということで、お願いしているのです。

そうしますと、今、証人尋問ですね、法廷に来ていただいた人が事件について話を聞くということを話題にしているわけですが、今回、先ほどもちらっと出てきたのですが証人の中の専門家ですね、お医者さんが証人に来た事件を担当された方がいらっしゃいまして、例えば2番の方は精神鑑定ということで精神科のお医者さんが証人で来られたと思うのですが、やはり医学のことってなかなか私も医学の専門家ではありませんので理解に難しいこともあるのですけれども、証人尋問とわかりやすかったでしょうか、それともやはりもうちょっとこういうところが工夫したらよかったかなとか。

【2番】 パワーポイントなどを駆使して説明されたのですけれども、やはり我々には理解はちょっと難しく、退廷した後で裁判長に説明してもらいました。解説をしてもらいました。それでみんな納得して、大体あの表はこういうふうに見るんだと、わかりました。あれはいわゆる薬剤とその薬剤患者、いわゆる責任能力が論議になるのでしょうかけれども、そのこと自体は、ある程度はやむを得ないんじゃないかなというふうに思いました。私らは法廷の場ではなくて説明してもらいました。

【司会者】 おっしゃっている趣旨は、2番の方の事件は、責任能力というところまでは問題にならなかったもので、そこまで深刻な問題になっていないのだったら、提供されたぐらいの説明でも別にそんなに問題ないのではないかという、そういう趣旨の理解でよろしいでしょうか。

【2番】 理解するというのはちょっと無理だった。

【司会者】 なるほど。確かに医学的には難しい部分があるのですけれども、4番の方がまさに責任能力の点が争いになって、やはり精神科のお医者さんですか、法廷に来て証言していただいたと思うのですが、どうでしょうか、その辺のわかりやすさとか。

【4番】 やはり、今回の事件の量刑にどれくらい被告の持病との因果関係ですよ。非常に精神科医の先生が丁寧に、時間もかなり長くっていただいたように

思いましたので、その後また法廷終わった後に裁判長のほうから評議の部屋、審理の部屋で細かい専門用語とか、そういうあれでこういうことについてはこういう内容のことを言っているんだというのが、結論的にはその精神科医さんが持病と息子さんに手をかけたときの精神状態はかなり因果関係があるという結論づけだったんですけども、説明自体もちろん医学用語の専門的なことは私たちには余り理解できませんけれども、全般的にはその話の内容からいくと、納得できるような説明でしたね。

【司会者】 2番の方にもあったのですけれども、例えばスライドなんかを使いながら、精神科の先生が実際に。

【4番】 それはなかったですね、私の場合は。

【司会者】 専門用語の細かいところは別として、全体として言いたいこと、その理由は流れとしてよくわかったと、そういうことですね。

【4番】 先生があらかじめ法廷で証言される内容は、メモというかこういうあれでいただきましたので、それに準じてそれぞれの段階段階の、犯行までの、至る経過までの細かい説明がありました。

【司会者】 手元に配付されたものが理解の手助けになったということですかね。なるほど。

そうしますと、8番の方が、精神科医ではないのですけれども、要するに被告人の暴力のことで、被害者が亡くなったこととの因果関係というつながりがあるかどうかということで、被害者を解剖したお医者さんですか、証人尋問が行われていると思うのですが、何かちょっと専門的な話にもなりがちなのかなと思うのですけれども、その辺はいかがだったでしょうか。

【8番】 覚せい剤と傷害致死で、その医師の話では覚せい剤は腕に跡があって、でもその覚せい剤による中毒死ではないというのは、微量なので、ないと。これは傷害致死の原因で亡くなったという証言をはっきり言ったことでわかった。覚せい剤はやったのはわかったのですけれども、それによる死亡ではないということで、

医師が説明していただきましたので、それはよくわかりました。

【司会者】 わかりやすかったということなのですからけれども、その際に、先ほど話題になりましたそういうモニターにスライドみたいなものを出したのが理解するに役立ったのか、それとも手元に何か資料があったのが役立ったのかなとか、何かそういったあたりの印象とか感想はありますか。

【8番】 やはりモニターのほうがわかったですね。大体モニターがあって医師の話聞いて初めてああそうなんだというような理解ができました。モニターがなければちょっとよく理解できなかった部分もあります。

【司会者】 今、特に専門家の方の証人尋問ということで、そういった証人尋問をした事件を経験された方に伺いましたけれども、そのほかに証人尋問一般でこういう点がわかりにくかったとか、声が小さいとかそういうふうな話も出ていたと思うのですが、何か印象に残っていることがありますでしょうか。特にはなさそうですね。思い出したらまた追加で言っていて構いませんので。

ちょっと次に行きますが、(3)ですね、法廷での手続や法律用語などに関する裁判官の説明などわかりにくい点がありましたか、ということですが、裁判官の説明ですね。ちょっとわかりにくかったとか、わかりやすかったとか、もうちょっとこういうところを説明してもらえるとよかったとか、あるいは後でこういう説明があったけれども、もっと早い段階で説明してもらったらもうちょっと理解が深まったのかなと、何かその辺の、裁判官からの説明ということで何か感想がありましたら。今、ちょっと検察官と弁護人の話ばかり出ていたので、裁判官もまな板の上に乗らせていただいて、ちょっと辛口でも結構なのですからけれども、何か御意見、御感想があったら伺いたいと思うのですがいかがでしょうか。

【2番】 私は、評決について、いわゆる過半数というあれで、裁判員に関する法の定めで過半数という言葉が使われているのですけれども、私が心中思いましたのは、やはりその裁判員に暴走を許すのかという、そういう疑問だったのですよね。そういうのを思ったのですけれども、評決の段階でそこにグループがなかった場合

に、例えば裁判員が一つのグループを形成しちゃったと。じゃあどうするんだと。だけでも、その中に最低一人の裁判官が加わってなければ決定しないんだと、ああわかりました、というふうに説明を受けたんですけど、あれは最初から説明があったほうがいいと思いますね。確かに法律では、何か私ちょっとぱらぱらっと見たら、裁判員も裁判官も同じウエートだというふうに受け取れるんですよ。じゃあ、暴走を許されるのかというふうになっちゃうんですけど、裁判官と裁判員は同じウエートなんだよということの印象づけはいいのですけれども、やはり評決のルールというのですかね、とはいかないよというのは最初に説明があってしかるべきだと思いました。そのほうがはっきりしていていいと思うんですね。

【司会者】 裁判員の暴走を防ぐためにそうなっているのかどうかはともかく、とにかくそういうルールにはなっているのですね、裁判官と裁判員の協働ということで一緒になってやるということで、少なくともどっちか一人がはいっていなきゃいけないというのと、過半数というのを組み合わせると最低一票は、という話になっているのですけども。参考になるので今後ちょっと考えないといけないなと思って今、伺いましたけれども。

ほかに裁判官からの説明でどうでしょうか。争点があった方ばかり集中してしまって申しわけないのですが、あと4番の方、責任能力が争点だったのですけども、責任能力というものの理解自体ですね、なかなか法学部の学生とかでもすぐ理解できるのかみたいな感じもなきにしもあらずなのですが、その辺の説明の理解はいかがだったでしょうか。

【4番】 そうですね。ベテランの裁判長と若い男女の裁判官だったのですけど、非常に細かい点までよく説明していただいたので、非常に私はわかりやすかったと思います。ほかの裁判員とか補充裁判員の方も、比較的余り責任能力とかそういう説明でも質問とかは余り出なかったですね。極めてスムーズに進んだと私は理解しています。

【司会者】 わかりやすかったということなのですかね。

どうでしょうか、法律の用語という、手続もこういうことを行いますとかそういったことでもいいのですけれども、今のところはわかりやすかったという話が多かったと思うのですが、せっかくの機会なので辛口なコメントなど。先ほどの最初にやったほうがいいのではないかというのはちょっと提案としてなるほどと思ったのですが、何かこうやったほうがいいんじゃないかとか、何かそういうものがありますでしょうか。

【8番】 休憩が何か多いような気がしたのですけれども、ああいうものなのでしょうかね。

【司会者】 そういった感想を持たれる方もいらっしゃる一方で、休廷がなかったという方もいらっしゃるのですけれども、どの辺がどう、全体的に休憩が多かったのか、それとも評議やっているときに休憩が多かったとか、何か全体的にですか。

【8番】 時間割はいいのですけれども、小学校の時間割みたいで、じゃあ休廷に入りますと言って、結構遠いところまで、9階から7階とかまで行くのだけれども、もっと能率よくできないのかなと思うのだけれど、休憩はある分には構わないのですけれども、やはりそういうのも被告人と裁判官とか皆さんの状況もあるので、そういう休廷も必要かなと思って。

【司会者】 評議室と法廷を行ったり来たりするという点もあってそういう感じなのですが、他の方はいかがですか、休廷のときの、これ個人差があるのでなかなかこうすべきだというのはないと思うのですけれども、何か休憩のとり方とかに何か特に何か御感想だとか感じられる方はいらっしゃいますでしょうか。

【8番】 でも、その間に、そのときにさっきのことでわからなかったことを聞くことができたので、結果的にはよかったですけどね、私としては。

【2番】 そうですね。休廷のときに、いろいろ説明していただけたら。

【8番】 そうですね。

【2番】 追いつけるというか。それはもう懇切丁寧に説明していただけたものと、足手まといに感じられたと思うのですけれども。

【8番】 食事と一緒に裁判官とするので、食事のときは別じゃないから、最後まで、始まりから終わりまで一緒にいるから、親近感があってそういうところはよかったなと思いますね。

【司会者】 親近感を感じて喜んでいただけたらいいのですけれども、かえってうとうしいとか、昼ご飯のときくらい裁判のことを忘れさせてくださいとか、そういうことはなかったですか。大丈夫ですか。

【8番】 大丈夫です。

【司会者】 裁判官の説明など、今、休憩の話になりましたけれども、特に感想、御意見は特にないという感じですかね。

【6番】 休憩とか休廷が多いというのは、多分我々に対する配慮だったんだろうなとか理解していたのですけれども。

【司会者】 裁判官自身も、やはり人間の集中力がどれぐらい続くのかというあたりで、けれども、いろいろな討議とかああいうのが四、五十分ぐらいはたっているの、少しリミットぐらいあるのかなという感じでは、これ私の個人的な意見ですので、もうちょっとかもしれませんけれども、人間の集中力が続く程度だとは思いますが。

そうしましたら、次(4)のところ、裁判の対象とされている事案がなじみがない、複雑だとか背景事情や動機が不明であると、要するにちょっと事件自体が日常とちょっと離れているもので、事件について理解しにくかったなといったそういったようなことがありましたでしょうか。

先ほど感想を述べられていて、自分が被害者の立場になったらということで想像しながらということをおっしゃっていた方もいらっしゃると思うのですけれども、逆に何かそういう想像は、自分がそういう状況に置かれたらということで理解しにくかったとか、想像しにくかったとか、そういったことを感じられたことはありましたでしょうか。

あとは、2番と3番の方、薬物の密輸入の事件ということですので、ほかの方の

事件，それも殺人とか傷害致死をよくあることだとは言いませんけれども，一応けんかの延長みたいなところもあるのかなと，想像しやすい部分があるかなと思うのですが，薬物の密輸ってすごく縁遠い世界ではないかと，その辺いかがでしょうか。

【2番】 薬物自体，その被害ですか，それが余り身近に感じないから，単なるヤクのあるだなと何か映画か何かみたいな別世界みたいな感じで，それがいわゆる大変な犯罪なんだという実感が薄いんですね。だから，先ほど申し上げたように情に動かされたり，それを自分でいやそうじゃないんだって，大変なアタックなんだ彼がやったことは，というふうに思い直したり，そういうことはありますね，やはり。

【司会者】 3番の方は最初の感想で，最近こういう事件がふえているということで，逆にちょっとリアリティーを感じたみたいな趣旨に受け取れる，ちょっとそこは僕の読み込み過ぎかもしれないのですけれども，何か事件のイメージというか，薬物事案の，そういったあたりのイメージはいかがですか。

【3番】 知りたいと思いましたが，日本で覚せい剤が実際に持ち込まれて，どういったために，どういった実態がというのはちょっとわからなかったのですけれども，私の感想としては，10年前後で量刑が決まっているようなのですけれども，私の感覚ではちょっと軽いのかなという感じを持ったのですけれども，量刑を決める際に，他県とか他の事例を参考にして，私も事前にちょっといろいろインターネットとか実情を私なりにちょっと参考に見たのですけれども，おおむねそのとおりといいますか，検察官側からの求刑と，あとは結果もおおむねそういうところに落ち着いているのですけれども，もっとそれによる，日本における，日本に相当今，ふえてきているということが何でなのかという，要するに目先のお金欲しさに彼らはやっていると思うのですけれども，10年ぐらいだったらしようがないやと言って，数十万程度の金のために罪を犯す。その辺の実態，裁判とはあれなのですけれど，そういうためのどういったことが，何か前向きなことがされているのかなというのを今ちょっとまだわかりませんが，知りたいなと思ったことが。

【司会者】　　ちょっと物足りなさが残ったかなと、そんな感じなのですね。

4番から8番の方は、先ほど薬物事件よりはイメージが作りやすいのではないかと勝手に話してしまいましたけれども、どうでしょうか、何か事件のイメージが作りにくかったとか、そういった今までの証拠調べで出てきたことなどと絡んだのもいいのですが、何かやはり身近じゃないのでちょっと考えにくかったなとか、そういったことがありましたでしょうか。

【7番】　　未成年の事件でしたので名前も伏せられますし、刑期も不定期刑ということで、当初は理解しにくいと覚えることもありました。

【司会者】　　ほかの方はいかがでしょうか。ないですか。大丈夫ですか。

そうしましたら、最後、(5)の工夫してほしかった点がありますかということなのですが、今までのところでもそういった質問はさせていただいたと思うのですが、全体を通じて、これから裁判員、補充裁判員に選任される方々多数いらっしゃると思うのですが、その方々のためにもなると思いますので、例えばこういった工夫、先ほど評決よりも早めに説明したらいいのではないかという御提案があったわけですが、全体を通じて結構なので、何か感じられたところありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【5番】　　評決のあれは、私の場合には最初にそういう説明がありましたね。

【司会者】　　そうですか。

ほかの方、こういう工夫、随所随所でこういうのがというのはあったとは思いますが、最後の総まとめ的なところで何か。ありすぎて言えないというか。大丈夫ですか。

【5番】　　感想でいいですか。

判決のあれを、最後判決のときに、その前にこういう判決ですよという、見せませよね。あれを見て、いや随分うまく書くものだなと思いましたね。うまくまとめるなと感心しました。

あと、最後に判決を、我々は補充ですから、今度は逆に傍聴席というかあっちの

ほうで見ていたのですけれども、判決で裁判長が被告人に対して述べる言葉があるんですよね。あれがすごく印象的でしたね。ああいうことを言うと、被告人が聞いているかどうかわかりませんが、本当すごくいいことを言われるなと思いました。

【司会者】 ほかの方、いいですか。

そのほか、審理のあり方をざっと、審理のわかりやすさについてということで伺ってきましたが、ここで裁判所の立場から私がちょっと、当初の想定と違いますけれども、検察官のほうできょう出席されている裁判員、補充裁判員を経験された方に何か御質問等ありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【山本検察官】 せっかく機会をいただいたので、1点質問させていただきたいと思いますが、検察官のほうで審理をいかにわかりやすくするかという点から、そのためにしていることのひとつとして、やはり皆さんにどれだけの情報を提出するかなんですね。たくさんお見せし過ぎてかえってわかりにくくなるとか、焦点がぼやけるということもありますので、それでここまでお見せするとか、ここは必要ないだろうとか、かえってわかりにくいだろうというようなことを考えて、立証ということを考えているわけですが、皆さんが経験された審理の中で、例えば本当はこういうことを知りたかったんだとか、こういう情報は本当は必要ないんじゃないかとか、こういう情報を示してくれたならすごい参考になったとか、そういったようなことがあったら教えていただきたいと思います。

【司会者】 いかがでしょうか。

こういうことをもうちょっと知りたかったなというようなところがあった、という方はいらっしゃいますか。

【8番】 加害者と被害者のなれ初めというか、どうして知り合ったというのがもうちょっと詳しく聞きたかったなと。

【司会者】 ほかの方、いかがでしょうか。

【6番】 私はすごくわかりやすかったなという。要は自分たちはこの事件のこ

とを何も知らなかったじゃないですか。それをきちんと最初から最後まで順を追って事件を再構築して改めて説明していただけたと思うのですけれども、その技術というか、それはすごいなと思いました。本当に全て、全てかどうかわからないけど、非常によく順を追って理解ができるようにしてくださったと、それは見習いたいなというか、そういうような印象を正直。

【司会者】 過不足はなかったということですかね。

【6番】 過不足はなかったと思います。

【司会者】 ほかの方はいかがでしょうか。

【2番】 私も同感ですね。

【8番】 検察官で、女性の方と男性の方だったのですが、日が変わりで話をするのですけれども、要は最初から同じ人が言っていただくほうがきのうは女性の方で聞き取りやすくて、きょうは男の人だと聞き取りづらいというのがあるんですよ。そうすると、何かよくわからなかった、同じ人がずっと最後まで言ってもらったほうが、流れ的にも聞き取りやすいんですね。

【司会者】 同じ人がずっとやればよいという問題なのか、聞き取りにくかった検察官の問題なのかは、ちょっと理由はわからないかもしれませんが、そういう印象だったということですね。

過不足がなかったということだと、問題になることも余りなかったということになると思うのですけれども、検察官からこの情報があってよかったというのは何かありますかという質問もあったと思うのですが、ここの何か情報として提供されて、事件についてのイメージだとかを判断する上でよかったという何か印象に残っている方はいらっしゃいますでしょうか。

特にこれとって。とにかく過不足なく、もちろんもうちょっと、とおっしゃった方もいらっしゃいますけれども、そういう感じなのですかね。

とりあえず検察官よろしいですか。

そうしましたら、弁護士で出席されている方で御質問等ありましたら伺いたいので

ですけれども。

【相田弁護士】 私，相田のほうから2点ほど聞かせてください。

まず1点目としては，外国人の被告人の場合に，3番の方が先ほど来おっしゃっていましたが，どうしてそんな犯罪を犯してしまうんだと，言ってみれば，日本人の感覚からすれば，低額なお金で10年というお話がありましたが，認めている事件でも否認している事件でも，その被告人の言い分，話というのがあると思うのですね。それを理解するには外国人の方の育ってきた環境とか，その国の背景みたいなものの理解が不可欠かなと思うのですが，そのあたりは裁判の中で理解することはできたでしょうか。

【3番】 非常に細かくというか説明いただきまして，あと親族が向こうから見えてたんですよ。その方々の話もお聞きしたりして，向こうの実態というか状況，その若者のですね，現状，そこに至る経緯というかそういった状況は非常によく理解できました。

【司会者】 2番の方，いかがでしょうか。

【2番】 はい，同じです。母国における生い立ちというのですか，その話がありましたし，よくわかりました。

【司会者】 外国人についてはよろしいですか。2番目の質問，お願いします。

【相田弁護士】 全体的に検察官，弁護人を含めて審理，冒頭陳述，弁論，論告，わかりやすかったということをお願いして，ちょっと一安心しているところではありますけれども，あえてここをちょっと直したほうがいいんじゃないかと，あえて言うのであれば，こういうところを次回以降気をつけたほうがいいんじゃないか，あるいはここはすごくよかったというようなことでもいいのですが，何か今後の参考にさせていただけたらなと思うのですが，あえて言うのであればということであればどうでしょうか。

【司会者】 そうですね。ぜひ参考になると思いますのであえてで。

【8番】 弁護士の場合，特に話すときに，話しかけるように言ってもらえると

いいですね。棒読みのようなのではなくて、そうですよと会話をするようなのにしてあげればわかるし、書いてあるとおりにこれを読んでも、棒読みだから理解できないのだけど、会話をするようにしてあげればどうかなというふうに思います。

【相田弁護士】 ありがとうございます。

【司会者】 ほかの方、いかがでしょうか。あえてと。せっかくなのでもうちょっとあえてということで。どうですかね。何かちょっとしたことでもいいと思うのですね。

本当に裁判員裁判、始まってまだそんなに長い制度ではありませんので、やはりどういうところに気をつけないといけないのかなということで、法律家は日々本当に頭を悩ませていると思いますし、本当何か一言がヒントになったりすることがありますので、本当に何でもいいのですけれども、いかがでしょうか。

【7番】 この傷害致死のような事件ですと、どうしても公平に見なきゃならないと思っても、ぐわっと被害者のほうに寄ってその事件全体を見てしまうというところがあったのですが、弁護士さんからのあれは、お母様の話もありましたし、それからお父様の話もちろんありましたし、あと学校の先生のお手紙もあったんです、学生時代はこんなんでという。正直、御両親のお話も聞いてその学校の先生からのお手紙を聞いて、大分思い切りこっち側に寄っていた姿勢が真ん中に近づくことができたと思います。このような事件を起こしてしまった人というふうに見るのではなく、ほかの人とかわらず御両親の愛情をもって育ち、そして学校にも通って先生からもちゃんと教えを受けて、そういうふうな、たまたま悪いお友達と知り合っただけでこうなってしまったという、そのことを理解する上でとても役に立ちました。はい。

【相田弁護士】 ありがとうございました。

【司会者】 それでは、裁判官のほうから何かありますでしょうか。

【中馬裁判官】 では私から1点だけ。

先ほど、評決の方法について早めに説明してもらえたらもっとよかったという話

があったのですけれども、ほかに何かこの説明はもうちょっと早い段階でほしかったとか、逆にちょっとこの説明は公判の間では新しい用語もたくさん出てくるので、もっと後のほうがよかったとか、そのタイミングの問題何か思い当たることがあれば教えていただきたいのですが。

【3番】 感想ですが、そういうことを事前に聞いておいたほうがいいのか説明したほうがいいのか、もっとさらっと裁判官でも裁判員でも率直な本人のあれを出した上で、結果でそういう決まりがある場合は仕方ないのですが、事前に言われるって私は正直必要かなという気がしたのですけれども。

【司会者】 評決のルールは事前にそんなに説明しなくてもいいのかなと思うということですか。

【5番】 その事前にとというのは、私の場合はその評決するときに、例えば1日目、2日目ではなくて、最後に評決をするときに裁判官がそうじゃないといけないですよという、そういう。

【司会者】 それは大体どこでもやっているのではないかと、多分2番さんの話は、最終的に決をとる直前にというよりはもうちょっと前にということだったんだと思うのですけどね。

【2番】 そうです。とにかく、評決のルールはこうなってますよから入っちゃったほうがわかりやすいんじゃないかなという意味で申し上げたのであって、途中でわかりましたら問題ないです。

【司会者】 タイミングという点で、ちょっと僕から言ってもしょうがないのかもしれないのですけれども、例えば事実には争いはなくて、量刑だけが問題になった方、2番さん、5番さん、6番さんの事件ですと、行為責任の原則という言葉を使ったかどうかはともかくとして、犯罪をやったことを中心に量刑というのは考えるのですよ、やったことの結果とか、どうしてどういう風にやったのかということの説明があったと思うのですけれども、それを最初起訴状で被告人に間違いありませんというような、大体有罪だなという方向でその段階で説明するのがいいのか、全

部評決をして有罪だという評決を最後しないと、こういうところに着目して量刑を判断するんですよという説明をそれより前にするのはちょっとおかしいじゃないかというところで悩んだりもするのですが、そういったあたりはどうでしょう。

例えば有罪だということを全部証拠調べが終わって、有罪が決まってから、じゃあ量刑についてはこの辺はこういう点を見るんですよという説明をやおらされると、ああこんなポイントがあったならもっと法廷で証拠調べするときにこういうところを注目してみればよかったのかというような思いとか、そういうことを感じることもあるのではないかなという気もするのですが、そういった違和感とかそういうふうなことってなかったですか。

それとも、事前にこの辺をポイントに聞いてくださいという説明があったのか。何か印象に残っていることがあれば。ちょっと細かいところですので、余り記憶になかったらいいのですけれども。

【8番】 ごみ箱の中に、覚せい剤をやった注射針が入っていたのだけど、そのところはちょっと聞き取れなかったんですよ。もうちょっと教えてもらいたかったなと思いますけども。テレビの横にごみ箱があって、その中に入っていた。そのところがちょっとわかりづらかったなと。そういうところも知りたかったの。

【2番】 それから、中馬裁判官が先ほどおっしゃった点で、論告で例えば何条の何と何条の何の違反の事件であるという、その場合に、いわゆる法律の六法全書の条文ですか、これは素人が見たらすぐ頭痛くなるようなものなのですから、しかし、一応、裁判ですから、それは示したほうがいいのではないかなと思います。裁判員に。

【司会者】 そうですね。いろいろ裁判長によってやり方が違うので、ちょっと一律にどうだという、どういう説明を受けたのかがわからないので質問もしにくいのですけれども、前に説明を受けたけれども、もう一度前倒して説明を受けたほうがよかったなというようなことなんだと。どうですか、思い当たることは。

【6番】 さっきおっしゃったポイントは、我々の場合、一番最初に1回説明が

あって、あとまた最後の段階でもう一回説明していただけて、それはそれでよかったんですけど。

【司会者】　　そうですか。特にもっと早く教えてほしいと思うような、そういう意味でストレスを感じたことはなかったということで。とりあえずは。

【4番】　　私のときは、裁判長さんが、今回のこの事件は、被告人が持病と犯行に及んだ因果関係による責任能力を、どの程度量刑の中で考えるかというような説明が一番最初にあって、最後にやはり量刑の段階でさらに細かく説明がありましたね。

【司会者】　　段階段階でちょっと最初はざっぱに、あとは詳しくとそういう。まあ、頭に入りやすかったということですかね。

【4番】　　ですから、最初にこの事件はどういう争点であれしているんですよとか、私の事件はもう親族の殺人なので全然争点がなくて、スムーズに、ただその持病との因果関係で、持病のあれをどの程度今回の事件で量刑の中で判断するかというだけでしたので、非常にスムーズにいったと思います。

【司会者】　　そうですか。ありがとうございました。

それでは、ちょっと予定の時間も過ぎているのですが、最後、話題事項についての3で、裁判員としての負担感、仕事や家事などの強制、あと守秘義務などを含めてですけれども、そういった負担感などをこれから裁判員あるいは裁判員候補者、補充裁判員になられる方に伝えたいメッセージというのですか、ありましたら伺いたいと思います。

最初の感想を2番の方から伺いましたので、今度は逆に8番の方から伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【8番】　　私の場合は、去年夏休みで行ったのですけれども、会社に勤めている方は、特に裁判員制度の場合は、中には優先的にそういう休暇があるという人もいました。そういう制度を会社でつくっていただけるといいですね。それで、主婦の場合、子どもさんがいる場合は、国のほうで子どもさんを面倒を見てあげるとか、

そういうような制度にしてあげれば皆さん気軽に参加できると思うんです。やはりこれは選任されたら参加するべきだと思うことなので、ぜひ続けてほしいことだし、そういうふうに願っております。

【司会者】 ありがとうございます。7番の方、いかがでしょうか。

【7番】 はい。法律や裁判についての知識を全く持ち合わせていないのに、自分が裁判員を務めることができるのかというのが分厚いお手紙をいただいたときの一番の不安要素だと思うのですね。これについては、私も心配でした。まさか自分のところに来るとはもちろん思っていませんし、えっ本当にやるのという、テレビの人だけじゃないんだというように思ったのが最初の感想だったので、ただ、法律や裁判についての知識は、裁判長や裁判官の方が十分にフォローしてくれますし、むしろ何も知らない主婦の意見が、感覚が必要なのかなと思いました。その点については、もっとこうアピールされてはいかがかなと思うんです。大丈夫なんですよということですね。あと、私は仕事をしていないので、調整が必要だったのは子どもの帰宅時間に間に合わないということと、塾や習い事の送迎が全くできなくなるということですね。これについては、先ほど8番の方もおっしゃっていましたが、家族や周りの方の協力がどうしても必要になります。裁判員を務めるに当たって、こういう方は免除されますよというのがありますよね。その中で、どうしても専業主婦が回避できる理由はないのですけれども、やはり子どものことが一番ネックになると思うんです。なので、ここはちょっと。近くに誰かがいる人もいれば全然いらっしゃらない方もいますので、協力できる体制があるといいなと思います。

あと、守秘義務について、負担に感じることは私はありませんでした。そもそも裁判員になったということを周りにほとんど話さなかったというのもありますので、誰からも聞かれることはありませんでしたし、積極的に話題にしたいということでもなかったのです。

最終的には、8番さんもおっしゃっていましたが、担当する事件によって

は裁判員として拘束される時間も長くなりますし、それに伴う負担も大きくなりますけれども、法律や裁判について知ったり考えたりする機会って正直全然今までなかったのですが、それができたまたとない機会だったと思うので、一人でもたくさんの方が参加して経験されたらいいんじゃないかなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。では、6番の方。

【6番】 私も、会社のほうもきちっと理解があって、ぜひ参加してくださいということで、そういう意味で負担感はありませんでした。私も7番の方と同じように、もっといろいろな大勢の方に経験していただきたいなと思いました。

その一方で、参加するからにはやはりもっと勉強しないといけないんだなというのを感じまして、特に私の参加した裁判で、最後の量刑を決める段階になって、実は6名の裁判員の方の2名の方が執行猶予のことを全く理解されていないことが判明して、実はそこで一回話をやめて、その説明から改めてしていただくことになって、あれで数時間多分費やしたと思うのですけれども、そういうこともありました。やはり参加するからには最低限の知識というか、勉強が必要かなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。5番の方。

【5番】 私も特に仕事をしていないので負担はなかったのですが、ただ、事案によってはやはり精神的な負担はあるのかなと思うのですね。守秘義務については、特に言うことはないし、ただ女房にちょっと少しだけ話しただけで、特に言うようなことはありませんでした。

しかし、裁判どういうふうになるのかなと、ちょっと心配しましたよね。裁判官のほうでうまく誘導というか、お膳立てができていますのでそんなに心配することはないので、やはりたくさんの方に経験していただいたほうがいいのではないかと思います。

【司会者】 4番の方、お願いします。

【4番】 私は、幸い定年退職した後の第4の職場でしたので、時間的にも全く問題ありませんでしたので、負担は全くないということはないのですが、ほ

とんどありませんでした。

実際私自身が裁判員に選ばれるとは思っていませんでしたので、実際に選ばれてみると、多少ドキドキ感とか、自分の意見が十分皆さんに伝えられるかどうかという不安はありましたけれども、非常に貴重な体験をさせていただいて達成感を感じています。

一人でも多くの方が裁判員，補充裁判員に参加していただきたいと思います。4年ですか，裁判員裁判ができてですね。まだまだ一般の人には十分その内容が伝わっていない部分ももちろんあるかと思いますが、実際に参加して非常によかったという人の意見のほうが多分多いと思うので，怖がらずに積極的に参加していただきたいと思います。

【司会者】 ありがとうございます。3番の方，お願いします。

【3番】 私，公務員でしたので，決まって参加することについては問題なくスムーズに出てこれました。最後決定するまで緊張感がありましたけれども，決まってからは自分なりの意見をきちっと言えればいいなという思いで取り組ませていただきました。

いずれにしても，この裁判員はみずから望んでできることではありませんので，若い方も特に，こういう機会は絶対に，選ばれた以上は積極的に取り組んでいただけたらなというふうに感想を持ちました。

【司会者】 ありがとうございます。2番の方，お願いします。

【2番】 私は，うちへ帰りまして夕食の席で，家族から，きょうはどんなことがあったんだと，そういう質問は一切ないのですよね。結構見識あるなというような感じを持ったのですけれども，しかし翻ってみますと，大体この裁判員裁判というのが世の中に認められているというか，定着したのではないかなという感じがするんですね。ですから，やはり一番大変なのは裁判官を初めとする法曹関係の方が，素人に手とり足とりするのは大変だと思うのですけれども，ここまで定着したらやはり皆さんおっしゃったように，これから若い方も積極的に参加していくべきなん

じゃないかなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。メッセージ，どうもありがとうございました。

きょうは，傍聴に来られている方々で，報道機関の方もいらっしゃいますので，質問がありましたら，答えられる範囲できょう参加された方からお答えいただきたいと思うのですが，御質問ありますでしょうか。

【共同通信記者】 きょうは皆さんお疲れ様です。2点に絞って質問させていただきたいと思うのですが，これは誰にとという特定をせずに，お答えられる方に答えていただきたいなと思っております。

一つ目は，最近はニュースにもなっていたのですけれども，福島地裁のほうで裁判員裁判を経験された女性が急性ストレス障害になったということがあって今，国に慰謝料などを求める訴訟を仙台地裁のほうに起こしているのですが，皆さん実際にそうやって裁判を経験されて，実際に裁くことへの心理的負担に関してどういうふうにお考えなのかなということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

【司会者】 私も冒頭で若干述べましたけれども，いかがでしょうか。今の御質問に何かお考えありましたら伺いたいと思いますが。

【8番】 最初そのことは，もし嫌だったら見ないでくださいと言っているんですよ。裁判官が。モニター出ますけども，もし嫌でしたら拒否してくださいと。見なければいいわけですよ。見るからそういうことになっちゃう。見て，やはり具合悪くなったりしちゃいけないので，見ないでくださいと，さっき7番の方が言ったように，見ないでくださいと言っているんですよ。それは法廷の場所ですから，その人だけ隠すわけにいかないから，目をそむけているわけですよ。

【司会者】 ほかの方はいかがでしょうか。

【3番】 裁くことへの負担とか感想ですか。

【共同通信記者】 そうですね。はい。

【3番】 私の事例は23歳の外国の若者で、国の事情とかそういう事情いろいろ聞きながら、最終的に自分が関わって約10年という判決だったのですけれども、やはり一人一人の人間の数年間というものに、判決に関わったという重みを非常に感じました。あとは、自分が判断をして自信を持ってというか、なかなか若い人にはやはりなかなか難しいのかなということも感想として思いました。

【共同通信記者】 ありがとうございます。そのほかの方で、すごく負担に感じてもう二度とやりたくないみたいな方は特にいらっしゃらないですか。どうですか。

【5番】 もしそういう事案によっては私も断る場合があるかも知りません。というのは、やはりそれだけの、殺人とかそういうあれになった場合に、量刑を決めるときに相当自分は負担になるだろうと思った場合には、事前に抽選されますよね。抽選されても断ることができるわけですよ。その時点で断ることはできるので、なぜそれを受けてからそういう裁判を起こすのかというのはちょっと理解しがたい。ただ、その人は、いやできると思ったけれども、実際やってみたら相当辛かったということなのかどうかということですね。

【司会者】 そうですね。報道されている限りの話ですので、正確な事情がよくわかりませんので、その方がどうだったのかというのはなかなかコメントするのは難しいかと思うのですけれどもね。正確な情報に基づいていろいろ考えないといけない話だとは思いますが。

ほかに質問、2点目の質問はいかがですか。

【共同通信記者】 ありがとうございます。最後の質問に移らせていただきます。

これも最近のニュース、新聞などに出てきているものなのですが、懲役や禁錮刑などの一部を執行した後に残りの刑期を猶予するということで、一部執行猶予制度の創設を盛り込んだ改正刑法などが出てきているのですけれども、これに関して、皆さんの中で実際に裁判を経験されて、その一部執行猶予という制度ができることに関してのお考えなどがありましたらお願いします。

【司会者】 いかがでしょうか。

【5番】 あれは軽い刑ですね。軽い刑罰で、例えば初犯であればそういうのがあってもいいのかなと思います。

【司会者】 ほかの方、いかがでしょうか。

【共同通信記者】 では、ちょっと出てこないようなので、先ほどのちょっと関連で、6番の方でしたか、執行猶予についてわからない方が裁判員の中にいらっしやって説明があったということなのですが、それに関して、執行猶予制度に関しては、皆さん裁判員の中ではそのときの感想としては、あ、そういうこともあるんだという理解だったのでしょうか。

【6番】 何て説明したらいいか、要は全く初歩的な段階で、執行猶予というもののそのもの自体を全くわかっていなかったということです。その状態からいきなり量刑を決めようと思ってもそれは無理なわけで、そこで結局後戻りして説明が始まったという、そういうことです。答えになっていますか。

【共同通信記者】 確かにちょっと難しいところではあるのかなと思うのですけれども。

【6番】 それこそ多分そういうレベルだと、さっきもお話があった、人を裁く、その重さとかいう以前として、やはりそういう状態の方がそういう量刑を決める立場になってはいけないと思いました。正直。やはり我々はもっと勉強しなきゃいけない、知らなきゃいけない、そういう感想ですね。

【共同通信記者】 ありがとうございます。私からは以上です。

【司会者】 その他、ちょっと予定の時間随分オーバーしてしまい、お忙しい中来ていただいているのに申しわけありません。不手際としか言いようがないのですが、非常に参考になる、私個人としても今後の運営に当たって非常に参考になる、本当に有益な会になったと思っております。

皆さんまた、裁判所にそういった形でかかわられたということで、温かい目で裁判員制度を見守っていただければありがたいかなと思います。

本当にきょうは長い時間、どうもありがとうございました。

以 上